

○無線自動車の臨場指令および緊急走行要領の制定について

昭和48年5月18日
発外第206号、発務第423号
警察本部長より各所属長あて

改正 昭和56年8月6日外発第411号
平成24年3月6日通指乙第 6号

無線自動車の緊急自動車としての使用基準、使用判断および指示については、石川県警察車両等管理運用に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第30号）の定めるところにより実施しているところであるが、現下の交通情勢は道路交通法に定める緊急自動車の優先権、特例等をそのまま適用して運行することは困難である。

また、無線自動車の運用状況をみても110番による届出が真に急行を要する事案でないにもかかわらず指令上の用語が一様に「至急急行」あるいは、「急行」の用語を使用しているため乗務員は事案を理解、判断することなく緊急自動車として走行する傾向にある。

通信指令課（署通信室）の安易な指令用語による緊急車両としての出動を抑制し、警察車両による交通事故を防止し、無線自動車の適正運用により街頭活動を強化する必要がある。

そのため、今般別添のとおり「無線自動車の臨場指令および緊急走行要領」を制定し、無線自動車のもつ緊急用務性と本来の街頭活動の二面性を両立させ、市民生活に密着した効率的運用と事案に応じた適正処理を図ることとしたので、その運用に配慮し遺憾のないようにされたい。

無線自動車の臨場指令および緊急走行要領

第1 目的

この要領は、石川県警察車両等管理運用に関する訓令（昭和47年警察本部訓令第30号以下「訓令」という。）が110番通報その他の方法により事件事故の発生を認知し、その事案を処理するため無線自動車を現場に臨場させる場合の指令区分その他必要な事項を定めることにより、無線通話を簡略化し、街頭活動を強化するとともに走行に関する規制を行い、走行中における注意を喚起し、無線自動車による交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2 臨場指令

1 指令用語の区分

通信指令課等が無線自動車に対して発する臨場指令は、次のとおりとする。

(1) 「〇〇〇〇〇へ急行せよ」

緊急自動車（赤色を点灯、サイレン吹鳴）として緊急走行による出動を指令する場合。

(2) 「〇〇〇〇〇へ直行せよ」

緊急自動車としてではなく通常走行による出動を指令する場合。

2 指令の適正

通信指令課等は、石川県地域警察運営に関する訓令「平成5年石川県警察本部訓令第7号）、石川県警察無線電話局等の運用管理に関する訓令（平成20年石川県警察本部訓令第1号）の定めにより、通報された事案を的確に判断し指令用語の区分により適正迅速に臨場指令を行わなければならない。

3 指令の変更

通信指令課等は、事案の状況、推移により指令変更の必要を認め、または臨場指令を受けた無線自動車から指令の変更を要求された場合は、交通混雑の状況、事案の軽重、緊急臨場の要否などをさらに検討し、適宜指令を変更するものとする。

4 注意指令

通信指令課等は、臨場指令を行う際、犯人が現場付近に潜伏していると認められる場合は、現場付近において赤色灯およびサイレンを使用しないよう指示するなど事案に応じた注意指令を行わなければならない。

第3 緊急走行

1 無線走行事案

無線自動車が緊急自動車として緊急走行による出動を要する事案は訓令第39条に定める場合のほか、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 石川県警察重要事件捜査に関する訓令（昭和56年警察本部訓令第6号）、石川県警察の緊急配備に関する訓令（昭和52年訓令第16号）、突発重大事故措置要領（昭和49年外発第271号）に定める緊急重要事案が発生し、寸刻を争い現場に到着することを必要とされるとき。
- (2) 犯罪が現に敢行され、または敢行されるおそれがあるとき、もしくは人の生命、身体、自由、財産に重大な危害が急迫している場合などで、現場に急行することが必要と認められるとき。
- (3) その他特に必要と認められるとき。

2 緊急走行に際しての措置

(1) 無線自動車の措置

無線自動車が他局間通話の傍受、自らの認知などにより緊急走行該当事案の現場へ緊急走行する場合は、車長または乗務員の上級者が走行に先立ち通信指令課等に対し

〇〇事件の現場への〇〇から向う急行してよろしいか

と、その指令を要求するものとする。

(2) 通信指令課等の措置

通信指令課等は、無線自動車から緊急走行指令要求を受理した場合は、当該事案の内容から、その必要性を直ちに判断し、その要否を次のとおり指令しなければならない。

ア ○○（呼称 例えば石川103）急行よし。

イ ○○急行まで、直行せよ。

ウ ○○急（直）行の要なし、勤務を続行せよ。

3 緊急走行を必要としない場合

通信指令課は、次の場合に通常走行を指令しなければならない。

この場合の通常走行とは、道路交通法に定めるいわゆる法定速度の範囲内で、交通の流れに応じた速度による走行をいう。

(1) すでに応急措置の完了が明確であり、無線自動車の緊急走行の必要性が認められない場合。

(2) 特定の無線自動車に急行を指令し、または、すでに他の無線自動車などが現場に到着している場合などであって、緊急応援などを要しない場合。

(3) 事案の内容が軽微であり、緊急走行させる必要性が認められない場合。

(4) 事案発生から相当時間を経過しており、緊急走行の必要性が認められない場合。

(5) その他、通常走行が相当と認められる場合。

4 緊急走行に際しての遵守事項

無線自動車が緊急走行する場合は、訓令第41条に定める遵守事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 交差点通過時における停発進

ア 信号機のある交差点においては、信号に従って進行すること。

したがって、信号が赤の場合は、交差点手前の停止線において信号待ちをすること。ただし、交通の流れがきわめて少なく一時停止で安全が確認できたときは、最前の注意をしつつ徐行して進行することができる。

イ 信号機のない交差点においては、必ず安全確認のため、一時停止または徐行など必要な措置をとり、見込み進行はしないこと。

(2) 速度の抑制

走行速度は、原則として法定速度の10キロメートル超過の範囲内とし、つとめて必要以上の速度はださないこと。

(3) 同乗者の協力

無線自動車の同乗者は、運転者と一体となり、赤色灯の点灯、サイレンの吹鳴、速度の連絡など必要な操作、留意事項を遵守するほか運転者が留意事項を遵守できるよう積極的な補助と協力をすること。